

平成30年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成30年11月28日(水) 午前9時30分～午前11時45分	
開催場所	徳島市役所6階 工事入札控室	
出席者	委員会 徳島市	成行委員長代理、鈴木委員、竹村委員 土木政策課長 水道局参事兼工事検査監 他関係各課・事務局職員
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む)	4件
	指名競争入札	5件
	随意契約	1件
	合計	10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
<p>入札・契約手続の運用状況等について 土木政策課、水道局が契約件数、落札率等を説明。</p> <p>◇質疑なし</p>	
<p>審議1 <随意契約> 東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事 (東部環境事業所施設課)</p>	
<p>◇一般競争入札で1者のみの入札でしたが、その理由を把握していますか。</p> <p>◇全面的に替えるのではなく部分的な補修工事ですか。</p> <p>◇現在の施設を建設した工事はいつですか。</p> <p>◇それ以後メンテナンスは今回の落札業者が行っているのですか。</p> <p>◇随意契約の取扱運用基準によると、過去5年間の平均落札率以下で契約することになっていますが、どの工種ですか。</p> <p>◇落札率の計算に、今回のようなメンテナンス工事でも、当初の施設を建設した業者も含まれるのですか。</p>	<p>◆施工可能な業者は全国で10者前後ありますが、焼却炉の当初の施工会社にアドバンテージがあり、他者は入札してこない状況です。過去、落札業者以外の業者が応札したこともあります。その時も今回の業者が落札しています。施工可能な業者は10者前後ありますので、一般競争入札に付して参加が1者であれば中止し、随意契約するプロセスです。</p> <p>◆焼却炉の部分的な補修になります。</p> <p>◆竣工は昭和54年です。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆清掃施設工事です。</p> <p>◆ごみ処理施設業者だけでなく、し尿処理施設業者も清掃施設工事に含まれ落札率に反映されます。実績をベースに落札率を計算していますが、過去から大</p>

<p>◇し尿処理施設も実質最初に施工した業者がメンテナンスしているわけですね。</p> <p>◇そうすると、引き継いだメンテナンス部門の業者が入札手続きを踏みますが、落札率の平均が高いのは当然となりますよね。</p> <p>◇比較的新しい施設であればメンテナンスも含めてPFI方式等で価格を抑えることもできるかもしれませんが、既存施設はこれらの制度が始まる前の建築物のため、このような状態ということですよ。</p> <p>◇工種毎の平均落札率では、落札率が高止まりになってしまうのではありませんか。他の工種と混ぜて算出することはできないのですか。</p>	<p>大きく変化せず推移しています。</p> <p>◆し尿処理施設については当初の施工業者のメンテナンス部門が独立し、その後を引き継いでいます。</p> <p>◆企業のノウハウに優位性があり、1者しか参加しないので高い落札率になりますが、他の補修も何年かに1回あり、その場合は複数者が参加することもあります。結果として過去に施工した業者が入札に強く、他者は参加しづらく1者のみの入札と考えられます。</p> <p>◆そのとおりです。</p> <p>◆随意契約に関する取扱運用基準を定め、5か年の平均落札率以下で契約するという運用をしています。同じ業者になるので平均も変わらず高止まりということもあります。今後発注する工事については、他市で導入しているPFI方式、デザインビルド方式等を参考としたいと思います。現在は老朽化した焼却炉の運転を止めないよう、担当課が補修工事を計画的に実施しています。</p>
---	---

審議 2 <総合評価方式一般競争入札> 佐古・八万小学校空調設備整備工事

(教育委員会総務課)

<p>◇資料25ページの等級が* (アスタリスク) になっていますがその意味は。</p> <p>◇落札金額以外の数字の意味を教えてください。</p> <p>◇工事成績評定点に開きがあるのはなぜなのですか。</p> <p>◇配置予定技術者の工事の取扱い件数と仕事自体の出来で点数をつけるのですか。</p>	<p>◆等級は管工事のA級ですが、格付していない空調工事の指名業者のため、* (アスタリスク) になっています。</p> <p>◆基礎点と加算点を足した値と最終評価値を記載しており、最終的には最終評価値が高い業者が落札業者となります。</p> <p>◆総合評価の場合、配置予定技術者が過去一定期間に受けた工事成績評価点でこの項目が計算されるため、配置する技術者で開きがあります。</p> <p>◆あくまで技術者に関する評価点です。技術者が類似の工事を責任者として施工したかどうかの確認に</p>
---	---

<p>◇配置予定技術者は入札前時点で分かっているので、業者はあらかじめ自分が何点か知っているのですか。</p> <p>◇価格以外の評価については、どれくらいの点数が取れるかわかっているのですね。</p> <p>◇社内に高い点数の技術者がいても、手持ち工事が多ければその者を配置できないので、点数が低くなるということですね。</p> <p>◇社会性の項目を具体的に教えてください。</p>	<p>もなるため、0点であれば同じような工事をしたことがない技術者で申請をしたこととなります。技術者に関する優位性が点数の配点になっています。</p> <p>◆大体把握しています。公告に総合評価の配点を明示するので、技術者の点数を上げたい場合は、点数の高い技術者を配置してくると考えられます。</p> <p>◆入札価格以外の部分については、どの技術者を配置すれば点が上がるか把握していると思います。</p> <p>◆おっしゃるとおりで、点数が高い技術者を配置できれば総合評価の配点も高くなりますが、技術者を配置しなければ入札参加できないため、点数の低い技術者を配置せざるを得ない場合もあります。</p> <p>◆社会的に貢献しているかどうかの評価で、アドプト、ISOの取得、災害活動の実績、企業としてボランティア活動をしているかが加味されます。これらの状況に該当するのが1項目なら5点、2項目以上なら10点ということになります。</p>
---	--

審議3 <指名競争入札> 川内南・応神小学校空調設備整備工事外監理業務

(教育委員会総務課)

<p>◇直前に審議した案件も、監理業務は別に発注しているのですか。</p> <p>◇工事と監理業務を分ける理由はあるのですか。</p> <p>◇工事施工業者の監視的な役割ですか。</p> <p>◇内訳明細書は人件費の占める割合が大きいですね。</p>	<p>◆はい。このケースと同じような形で、監理業務を発注しております。小学校の監理業務については3校1グループで発注しています。</p> <p>◆本来は担当課が監理監督すべきですが、空調工事を3校一括で発注している関係で、工事施行場所も離れており担当の目が届きにくいところがありますので、監理業務を委託しました。</p> <p>◆設計の図面どおりに工事が行われているかの確認を含めての監理になります。また、学校関係の空調工事は夏休み期間に集中する関係で、日程が限られた中で効率的に適正に進める必要性も含めて監理業務を委託しています。</p> <p>◆直接人件費が多いです。建設工事の材料費であれば低く抑える部分もありますが、人件費は差がつかないのでこのように現れていると思われます。</p>
---	---

<p>◇各業者の内訳明細書を見ると、人件費は2倍程度開きがありますが、その配分は各業者に任されているのでこのような形で出てくるのですね。</p> <p>◇予定価格が低いので入札金額に差がつきにくいのですね。</p>	<p>◆人件費と諸経費を内訳明細書のどの項目に入れるかという解釈の違いで、差が出たのではないかと思います。</p> <p>◆そうですね。</p>
<p>審議4 <指名競争入札> 応神第2(14)外壁塗装工事 (H30) (住宅課)</p>	
<p>◇該当等級がCランクになっていますが、A、Bランクは排除するということですか。</p> <p>◇Cランクで業者が十分集まったということですね。</p> <p>◇辞退が多いですね。</p> <p>◇落札率が高いですね。</p> <p>◇入札した3者は地元の業者ですか。</p> <p>◇内訳明細書の各項目と合計値が合わない場合はどのように判断するのですか。</p> <p>◇落札業者以外の2者の内訳明細書について全く同じですね。</p> <p>◇360万円程度の工事で、なぜ下請けを使うのですか。落札業者の専門工種は何ですか。</p> <p>◇下請け業者も同じ塗装工事ですよ。警備会社を下請けに使うならわかりますが、元々360万円程度の外壁塗装工事に下請けを使う必要性があるのですか。</p>	<p>◆それぞれに標準発注金額が決まっており、500万円未満の塗装工事については、Cランクの発注になります。</p> <p>◆塗装工事のCランクの登録業者は10者ありますので、競争原理が働くと判断しました。</p> <p>◆入札者数は3者で辞退者が多いです。</p> <p>◆実質的な競争が3者ですので落札率が高くなったと思われます。</p> <p>◆地元周辺の地区の業者も含まれます。</p> <p>◆内訳が合わなかったとしても、合計値が入札金額と同じであれば失格の取扱いはしておりません。内訳明細書は工事担当課も含めて確認しておりますが、工事名や商号等に明らかな誤りがある場合は失格としています。</p> <p>◆理由はわかりませんが、偶然だと思います。</p> <p>◆塗装工事です。</p> <p>◆専門工事業者が専門工事業者に下請けを出すのは不自然かもしれませんが、足場の一部等を下請けに出したと考えられます。資料17ページに仮設足場・補修工事として下請けに出しており仮設足場のウエイトが大きいのではと思います。小規模の業者の場合は、人手の関係で同一業種であったとしても下請けを出すことはあります。</p>

◇最低制限価格の計算の結果、低い金額で入札した業者が失格になることが多いのは何とかありませんか。

◇下請け業者に入札者が入っていることについて問題はないのですか。

◇下請け業者が2, 500万円ですぐれたら、落札業者は500万円儲かることになるので御検討下さい。

◇入札率や参加業者数等で事前に業者間で打ち合わせがあったと推定されるものもあるかもしれないと思いますが、談合があったと断言できるものはないため認定は難しいと思うのですが、入札監視委員会ですることは談合を防ぐために制度をどうするかということになってくると思います。以前は最低制限価格がわかっている状態で、皆が最低制限価格ぎりぎりを出す業者が多く、くじ引きになるのが適切ではないことと、官製談合とお互い疑われないように、現在の最低制限価格がわからなくするねらいがあったように思いますが、このような結果を招くと以前の最低制限価格を公表する方が、今の状態と比べて悪いといえるのかなという疑問です。よりよい方策を探しているがまだみつきりませんという状態ですが、前の方がましではないでしょうか。

◇現在の制度というのは最低制限価格が事後にしかわからないことから、情報漏えいの恐れがないというのが最大のメリットですよ。

◇この方法の場合、完全な漏えいはなくなるとは思いますが、そのまま扱おうとしたら今後は算定式の係数を変えるということになるのですか。

◇今回失格となった業者の入札金額でも工事はできるのですか。

◆過去からご指摘いただいているパターンで、市の最低制限価格の設定方法のマイナスの面だと思います。制度改善も含めて従来からの検討課題です。

◆従前からご指摘がありますが、入札に参加した業者が下請けに入るのを禁止しておりません。国は入札業者が下請けすることを制限する方向で動いている部分もありますので、動向を注視します。

◆はい。

◆変動制の最低制限価格の導入から相当年度経過しています。入札制度はいろいろありますが一長一短あります。この制度についてもメリットもありますがご指摘いただいているデメリットもあります。過去から入札監視委員会において検討中とさせていただいていますが、抜本的に変えてもメリットデメリットがあり切り替えられません。100%に近い落札率の状況もありますので、ご指摘いただいた意見は検討していきたいと考えています。80何%という低い率で落札することもあります。今回のケースは受注意欲の違いがあつて、予定価格の近いところで入札し、落札しないだろうと思った業者が、計算上落札してしまったと考えられます。

◆そのとおりです。

◆数値を変えることは可能ですが、この計算式で行う以上、今回のような結果になることは逃れられないと思います。避けようと思えば今とは全く違う入札制度や予定価格を公表しない等にする必要があります。

◆できると思います。過去にはこの率で落札していましたが、今回は計算上失格になり、高い金額で落札する結果になってしまいました。

◇ルールなので仕方がないですね。

◇83%を採用している理由は、ある程度の品質確保、利益確保した結果、この係数を設定しているということですか。

◇83%を最低制限価格としてオープンにしてしまったらどうですか。

◇83%が良いではなく、最低制限価格をオープンにしていれば漏えいにはなりません。前は不景気だったので皆が最低制限価格に集中しくじ引きになってしまった。今は働き方改革等で経費もかかり、最低の価格に皆が集中する危険が大きいとはいえないので、最低制限価格をオープンにするのも良いと思います。

◇継続検討よろしくをお願いします。

◆同じ地区で同じような状況が続いているわけではなく、談合が行われた形跡等ありませんが、計算上高値で入札した業者が落札しました。傾向として失格者も多く、かなり安値で入札する業者が多いのも事実です。

◆過度な競争を防ぐということで、一定の制限をかけた数値です。

◆福利厚生、品質確保、働き方改革で土日が休み等により工事費は高止まりする傾向です。本市として83%はミニマムです。

◆ご指摘のように競争があれば最低制限価格に集中しますし、競争がなければ上限の予定価格に集中し制度として一長一短があります。社会情勢や他都市の入札制度も踏まえ、良い制度を検討していきたいと考えています。

◆はい。

審議6 <指名競争入札> 町田・伊予王子線道路改良工事

(耕地課)

◇前のケースと同じですね。

◇ほぼ100%の落札率ですね。

◆全く同じパターンで、工事地区に本店がある業者を指名しています。地域的に広く、業者の手持ち工事等により受注意欲の差が高い落札結果になったのではないかと思います。

◆結果はそうになっています。本来、受注意欲がなければ辞退の選択肢もあります。入札時に辞退できますし、辞退してもペナルティはないですと知らせていますが、受注意欲が少ない業者が辞退せずに高い金額で入札し、結果高い金額で入札した業者が落札したということです。高い金額を入れるのではなく辞退してくださいと周知していくべきだと思います。そうすると低い金額の業者だけで競争する結果になりますので、さらに周知に努めたいと考えています。

<p>◇失格になっている業者が多いことから、工事はできるという金額なので、方法について検討してください。</p> <p>◇施工実績はランクに影響があるのですか。</p> <p>◇実績を作ろうと安値で入れてくる場合もあるのですか。</p>	<p>◆できる範囲で検討したいと考えています。</p> <p>◆格付けに関しては、平均完成工事高と技術者数で決まります。工事をすればするほど格付けは上へ上へと上がる可能性があります。</p> <p>◆資材、機材を使わないよりも、たとえ会社の利益が少なくても低い金額で入札してくると考えられますし、受注意欲で入札金額が変わってきます。今回は受注意欲が少ない業者が落札しましたが、低い金額で落札してくれたら市としてはベストです。指名競争入札はどうしても高い金額と低い金額が出やすいです。今後は受注意欲を増やす若しくは受注意欲のある業者のみで競争できるような形ができればと思います。</p>
--	--

審議 7 <一般競争入札> 徳島市橋りょう長寿命化修繕計画策定業務

(道路建設課)

<p>◇入札参加資格に技術士の資格を求めたため、参加が5者と少なかったのですか。</p> <p>◇市が管理している橋は1, 3 4 7橋もあるのですか。</p> <p>◇それを長寿命化するための事業計画を策定する委託費ですか。</p> <p>◇具体的にはどういう計画が出てくるのですか。</p> <p>◇ドローンで橋げたの下を写したりするのですか。</p> <p>◇失格業者はいませんが、最低制限価格のパーセンテージが</p>	<p>◆技術士は大手コンサルに1人以上はいます。また、技術士に限るのではなく、民間の資格のRC CMを含めており、これに関して特に大きなハードルにはなりません。それよりも、橋梁の長寿命化修繕計画策定業務の元請としての履行実績を求めていることが、参加業者が少ない理由ではないかと考えられます。</p> <p>◆橋長が2 m以上のものが1, 3 4 7橋です。それ以外のものもありますが、数としては多くありません。</p> <p>◆2 mの橋梁ですが、その中には橋というよりも下に水路が流れているような道路も含まれています。</p> <p>◆1, 3 4 7橋の点検を過去にしており、それを基に長寿命化を図る橋及び新設も含め、重要度により優先順位を付ける計画です。</p> <p>◆点検業務は5年に1度しています。それは別の業務となっております。</p> <p>◆業務委託の場合は75%となります。業務委託の場合</p>
---	--

<p>前のケースとは違いますね。</p> <p>◇資料を分析し優先順位をつけるわけですから、A I に任せたらどうですか。</p>	<p>合、主には人件費であまり差は出ないため、最低制限価格での失格はほとんどありません。</p> <p>◆技術力等の進化がマンパワーよりもA Iになるのかもしれませんが、現状は人件費部分が大きいということです。</p>
<p>審議8 <一般競争入札> 第十浄水場440V系配電設備設置工事 (水道局)</p>	
<p>◇第十浄水場の電気工事関連の案件は2者での入札が多いですね。主の設備は今回の落札業者によるものですか。</p> <p>◇一般競争入札の申請者が2者だからやむを得ないですね。</p> <p>◇設備の設置工事となっていますが、更新になるのですか。</p> <p>◇下請業者に県外の業者と市外の業者がいますが、市内の業者では難しいのですか。</p> <p>◇施工体系などは元請業者が決めているのですか。</p> <p>◇落札の後に、市外の業者を下請にする場合、理由書を提出しなければならないのですね。</p> <p>◇県の工事だと、県内の企業を優先しなければならないようですが、そういったことはないのですか。</p> <p>◇できれば下請を市内の企業にして、そうでない場合に理由書を求めているのですね。</p>	<p>◆落札業者によって第十浄水場の受変電設備が設置されました。</p> <p>◆そうですね。</p> <p>◆平成15年度に完成された受変電設備の一部を更新するものです。この440V系は、水をとる取水ポンプや、水を作る浄水施設の動力、また水を送り出す送水ポンプ等の主要な電源の配電盤でして、その配電盤のメインとなる遮断器が3年ほど前に1つ壊れましたが、その取り替えに800万円ほどかかりました。1つの配電盤には10から15ほどの遮断器がついているのですが、動作が鈍くなっている遮断器があり、壊れる度に取り替えては多額の費用がかかりますので、更新を計画的に行おうとするものです。</p> <p>◆理由書にあるとおり、専門的な技術等が必要なため市外の業者を選定しております。</p> <p>◆元請業者が工事内容により下請の業者を決めております。</p> <p>◆はい。</p> <p>◆特記仕様書に「下請を行う場合の市内企業の優先選定」という項目がございますが、工事の内容によっては、市外の下請業者になる場合もあります。</p> <p>◆そうです。</p>

審議 9 < 指名競争入札 > 徳島市伊月町 1 丁目配水管布設工事

(水道局)

◇指名業者の選定は地域性優先ですか。

◇入札を辞退する理由はきいているのですか。

◇指名の入札を辞退することが多い業者に対して、指名をしなくなるようなことはあるのですか。

◆そうですね。市内の配水管布設業者から予定価格の金額に応じたランクで選定しております。

◆この時点では辞退の理由については求めておりません。

◆ありません。

審議 10 < 指名競争入札 > 両国橋添架管更新実施設計業務

(水道局)

◇無効というのはどうしてですか。

◇電子入札が始まったのはこの入札より後なのですか。

◇電子入札では、入力漏れがある場合に何か表示されたりするのですか。

◇これが手書きの入札書なのですね。

◇これでは何に対して入札しているのかわからないということですね。

◇電子入札では必要な箇所に入力しないと先に進めないのですか。

◇入札の結果では 3 番から 7 番までの入札額が同額ですが、内訳はそれぞれ違いますし、偶然ということですかね。

◆入札書の件名が無記入だったので無効といたしました。

◆そうです。(9月から電子入札が始まっており) この案件は6月13日が入札日です。

◆電子入札では、件名を入力することがありませんので記入漏れはないです。

◆18ページに添付しているのが無効となった入札書です。

◆はい。金額記入欄の下にある件名を記入する箇所が空白なので、ルール上、無効にしています。

◆そうです。入札金額を入力し、内訳明細書を添付するようになっていきます。入札者が入札をする際に、情報が入ったICカードを使用しており、業者名等の記入は必要ないです。入札案件も選んでから入札するようになっておりまして、件名の記入も必要ありません。

◆そうですね。

指名停止等の運用状況について

1 対象期間(H30.4.1~H30.9.30)の指名停止について

<p>◇落札決定後、同日付で辞退届が提出された件が理解しにくいのですが。</p> <p>◇それは落札決定後だったからだめだったのですか。</p> <p>◇開札後であっても業者が決まるまでは辞退可能ですか。</p>	<p>(土木政策課)</p> <p>◆5業者に対し、指名停止措置を行いました。 (水道局)</p> <p>◆4業者に対し、指名停止措置を行いました。</p> <p>◆落札決定通知を送った後に、業者から配置する技術者がおらず辞退届が提出されました。規定により不誠実な行為となりますので、指名停止になりました。</p> <p>◆開札まででしたら辞退は可能ですが、開札後であれば辞退できません。契約を辞退する行為は不誠実な行為にあたりますので、指名停止となりました。</p> <p>◆開札までは辞退できますが、それ以降になると辞退はできません。開札後は落札候補者になっており、契約締結を辞退ということで信頼関係不誠実との理由です。技術者のやり繰りがつかない辞退でしたので受け入れて指名停止しました。</p>
--	--

談合情報への対応状況について

<p>◇録音を取っていた場合、聞き取りからしたら競売入札妨害罪にあたる可能性があります。手続きは警察に報告することになりますか。</p> <p>◇脅迫罪は脅迫された個人が告訴できますが、競売入札妨害罪は入札の公正を保護する法律であり、利益の主体が市となるので警察へ報告すると思いましたが。談合の一手手前の犯罪は、公正取引委員会に報告する対応になるのでしょうか。</p> <p>◇難しいですね。</p>	<p>1 対象期間(H30.4.1～H30.9.30) の談合情報について</p> <p>(土木政策課)</p> <p>◆談合情報の説明。</p> <p>◆市としては捜査権限がなく入札の執行に関してのみであり、入札を妨げる行為があると分かれば談合として公正取引委員会に訴えることはできますが、今回のケースのように聞き取りでは談合と認められませんでしたので、一旦内部の委員会に諮りこのような措置になりました。</p> <p>◆談合情報マニュアルでは公正取引委員会に報告し指示を仰ぐということになります。公正取引委員会から指示があればそれに基づいて動くこととなりますが、市の法規担当部局と相談して対応することになると思います。</p> <p>◆本人から事情は聞きましたが、言葉を文字でとらえ</p>
--	---

◇電話をした業者にも聴取したのですか。

◇この件は証拠がないのでしょうか。先ほどは録音があった場合として質問しました。

◇必ずどんな電話も自動録音できるようにしてはどうでしょうか。

◇どちらかが嘘をついているという話ですか。

◇電話がいつかかったか警察で調べることができますよね。その気になれば。

◇そういった土壌がくすぶっている可能性がありますので注意しておいてください。

◇情報提供者も納得しているのですか。

たら単なる問い合わせかもしれません。しかしそのまま看過しておけば問題になる可能性もありましたので、市の内部の調査委員会の判断を仰いだのが今回のケースです。

◆聴取しましたが、本人は電話していないという証言でした。事情聴取の結果、市としてできる範囲では談合誘因行為を確認できませんでした。公正取引委員会に内容を報告した後、動きはありませんでしたので、再発注をするにあたって何か差し障りがありますかと照会したところ、市の判断に任せるとの回答がありましたので、改めて入札をして契約を締結しました。

◆確たる証拠があれば公正取引委員会若しくは警察に提出できるものもあるかもしれませんが、市としてできる権限の範囲で行いました。この件は証拠が見つけれなかったので調査は終わっています。

◆過去、市宛に通報があったようですので、管理職の電話には録音機能を付けています。最近では着信履歴が残ったり怪しい電話は録音ができたりしますので、証拠物になると思いますが、刑事事件等にするにはかなりの証拠関係、背後関係がなかったらたちまちは難しいと思います。今後も談合に関して疑われる事例もなくはないので常にチェックしていかなければなりません。何かあった時にはすぐに対応できるように、公正取引委員会、警察関係、弁護士に相談する体制を整えていく必要があります。

◆証拠がつかめたらいいのですが、あくまで聞き取りで強制力もなく、その際の証言しか残らないのもどかしいところはあります。

◆聞き取りだけに留まるのか記録を残すのか、できる範囲は限られていますが今後の参考にします。

◆今後の発注についてもこのような事案を踏まえながら慎重に対応を進めたいと思います。

◆何回か面会しまして、情報があればお寄せください

と伝えています。

(水道局)

◆談合情報はありませんでした。